

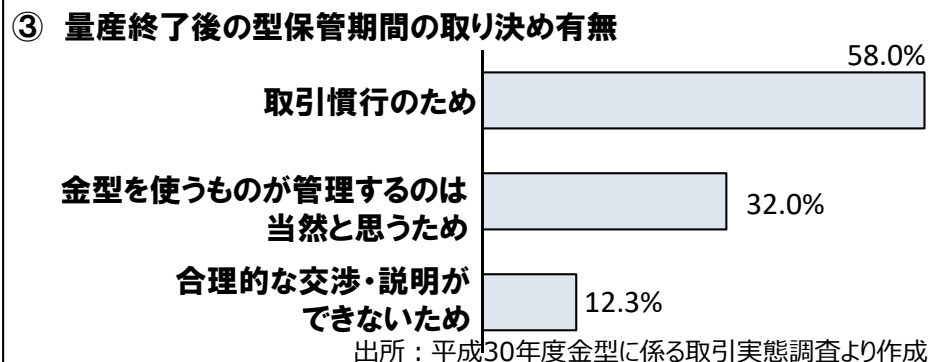
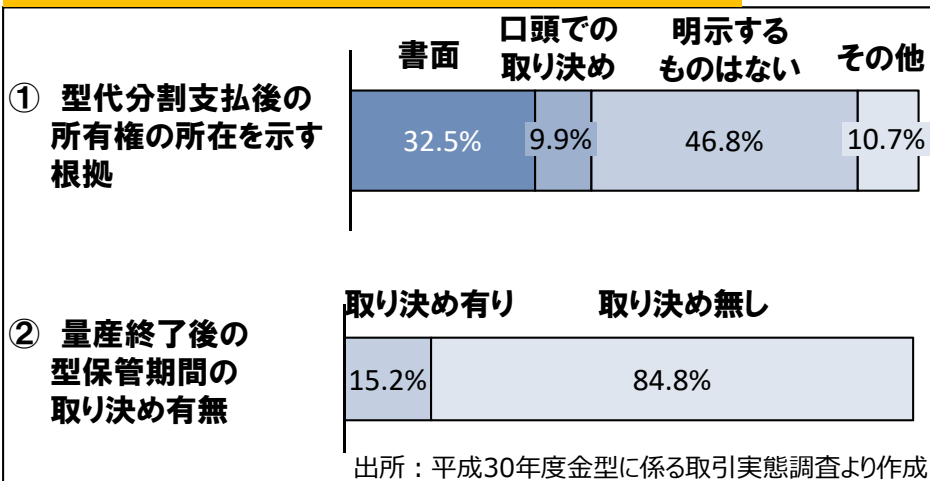
# 型取引適正化に係る取組について

令和元年8月20日  
中小企業庁  
経済産業省

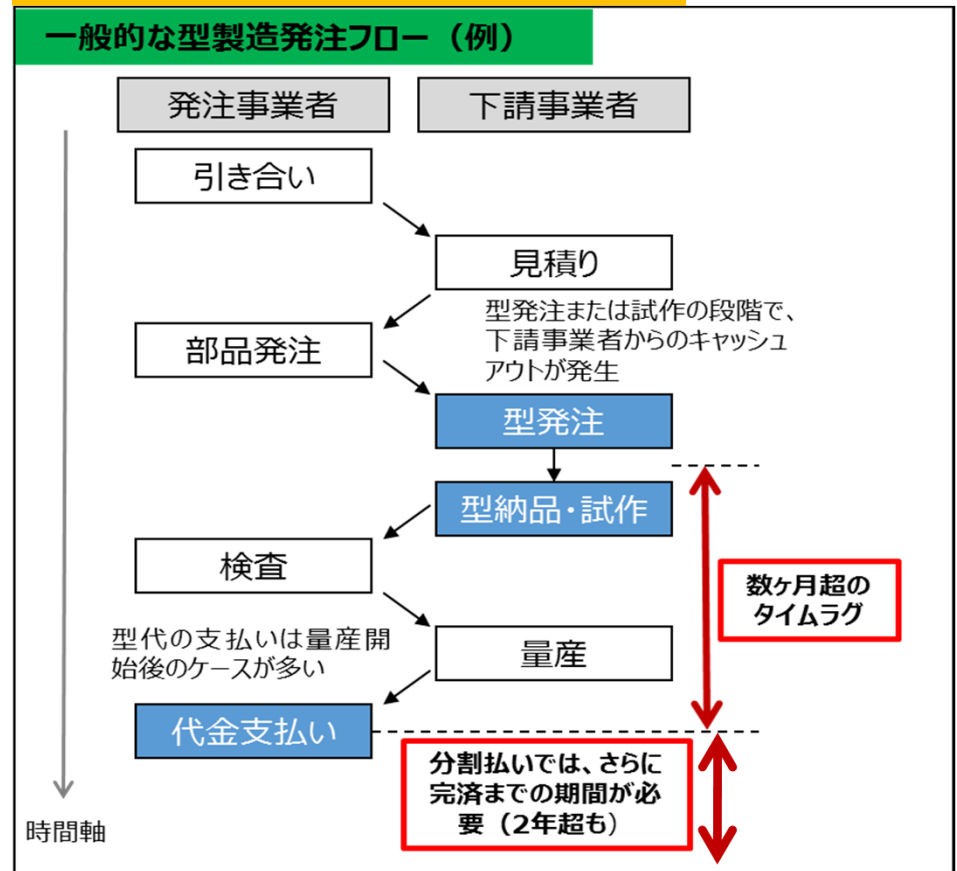
# 1. 「型取引の適正化」に係る根本的な課題

- 世耕プランの重点3課題「原価低減要請の改善」「型管理の適正化」「下請代金の現金払い」のうち、「**型管理の適正化**」の取組は道半ばの状況。（※参照 参考4）
- 更なる実態把握のため、本年1月に実施した金型取引実態調査等から、型管理や型取引全般の**根本的な課題**として、「**受発注時の取引条件の曖昧さ**」が明らかに。
- 「型の所有権に関する書面の不備」、「金型の保管費用負担の理由が取引慣行」など、取引条件を明確に示す根拠がなく、「**長年の業界慣習から取引条件が規定されている**」のが実態。
- さらに、型製造の受注から納品・代金回収まで大きな時差が生じ、「**受注企業は構造的な資金繰りの負担**」の問題が明らかに。

## 1. 受発注時の取引条件の曖昧さ



## 2. 構造的な資金繰り負担の問題



## (参考1) 下請事業者の声 (下請Gメンヒア、実態調査等から)

### [取引条件の曖昧さについて]

- 金型に関する発注書がなく、所有権も非常に曖昧な状態。型製造代金の支払いを終えても所有権は曖昧。
- 所有権が発注側にある型についても、協議もなく慣行として、量産期間中は受注側事業者がほぼ無償で管理・修繕している。
- 金型代金は製品単価に乗せて24回払いだが、予定どおり生産されないときには、差額の扱いについてはうやむやである。
- 型納品後の手直しに関する決めごともなく、試作・やり直しの繰り返しでなかなか検収してくれず、費用負担が重くなる。

### [構造的な資金繰り問題について]

- 当社から金型メーカーへの代金支払は、納品段階で一括払い。発注時に着手金を支払う場合も。他方、親事業者から代金回収の完了は部品の量産開始時点。回収まで着手金支払後から1年～1年半程度かかる。さらに悪いケースでは、量産開始時点から24ヶ月の分割払いとなり、全額の回収に数年単位を要する。
- 金型代金支払いは24月分割払い。金型製作の中小企業へは現金一括払いをしているが、親事業者からの代金回収には時間を要し、銀行借り入れで凌ぐ。

## 2. 「型取引適正化」の規範策定に向けて（型取引の適正化推進協議会）

- 「型取引の適正化推進協議会」（座長：細田孝一神奈川大学教授、第1回8月6日開催）を設置。
- 弁護士、学識者、産業界を委員に、「①受発注時の取引条件」、「②型代金相当額の資金繰り負担」、「③型の維持管理に係る負担の偏在」を柱として、**各項目毎の課題（型製作発注の有無、支払方法、所有権・保管費用項目の目安等）**について検討を開始。
- 9月中の中間報告、パブコメを経て、10月末を目途に「型取引の規範となる報告書」、「契約書ひな形」等を取りまとめる予定。
- 公表後は、産業界と連携した周知の徹底及び、進捗状況のフォローアップ調査等を継続的に実施。

### (1) 各課題と主な論点

#### ① 「受注時の取引条件」

- ・ 型製作に係る発注の有無の判断
- ・ 所有権の帰属（知財・ノウハウの取り扱い含む）
- ・ 協議・決定事項の明確化

#### ② 「型代金相当額の資金繰り負担」

- ・ 型代金や型相当費用の支払方法
- ・ 型検査の在り方

#### ③ 「型の維持管理に係る負担の偏在」

- ・ 廃棄・返却年数、保管費用項目の目安
- ・ 貸与・返却及び廃棄の条件
- ・ 管理費用の負担の在り方

#### ④ 「型取引の規範となるための方策」

- ・ 産業界への浸透策

### (2) 協議会等の今後の取組スケジュール

- 8月6日 : 第1回型取引の適正化推進協議会
- 8月23日 : 第1回作業部会  
(部会長:小林 和真弁護士)  
※以降、作業部会にて、業界ヒアリングや個別論点について実務的な議論
- 9月中下旬 : 第2回協議会開催  
中間報告（パブコメ原案）
- 10月初旬 : パブコメ開始
- 10月末目処 : 「新たな規範」の策定
- 11月以降
  - ① 業界団体とも連携し、全国各地での事業者向けの説明会の開催
  - ② 規範を踏まえた、「自主行動計画」の改正の要請
  - ③ 来春以降、進捗状況実態調査の実施 等

## (参考2) 型取引の適正化推進協議会 委員

### (座長)

細田 孝一 神奈川大学法学部教授

### (委員)

小林 和真呂 弁護士 西村あさひ法律事務所  
高橋 善樹 弁護士 太樹法律事務所  
西山 茂 早稲田大学大学院 経営管理研究科教授  
多田 憲生 株式会社多田精機 代表取締役  
加藤 貴己 一社 日本自動車工業会 (トヨタ自動車)  
藤井 多加志 一社 日本自動車部品工業会 (リケン)  
田中 信介 一社 日本産業機械工業会 専務理事  
田中 道夫 一社 電子情報技術産業協会 資材委員会幹事  
今清水 浩介 一社 日本航空宇宙工業会 専務理事  
藤原 慎二 一社 日本鑄造協会 (アサゴエ工業)  
高瀬 優 一社 日本鍛造協会 (イチタン)  
秋葉 雅男 一社 日本ダイカスト協会 (秋葉ダイカスト工業所)  
三原 佑介 一社 日本金属プレス工業協会 (昭芝製作所)

### (関係省庁)

中小企業庁・経済産業省製造産業局 (事務局)  
経済産業省商務情報政策局、公正取引委員会

## （参考3－1）型取引の適正化推進協議会（第1回）の委員の主な意見について①

- 第1回協議会においては、委員から問題意識や取り組むべき課題等について発表。
- 委員からは、以下のとおり、ルール整備の必要性等への言及などがあった。

### 【主な意見】

#### <総論>

- 世耕プラン重点三課題のうち、支払条件の問題は各社で判断できるため進みやすいが、金型の処理についてはこの50年進んでいない。
- 今後、より世界との取引が増加していくと予想される中で、金型の問題は大きな影響を与えると考える。

#### <協議・決定事項の明確化>

- 論点のひとつとして取引条件が曖昧であるというのはそういった条件を書面化し、共通認識を形として残すことが非常に重要と考えている。

#### <所有権の帰属（知財・ノウハウの取り扱い含む）>

- 金型は、親事業者が設計するのではなく、下請事業者のノウハウを持って設計・作成するため、単純な製造委託と考えるのではなく、ノウハウの流出を防ぐという観点も必要である。
- 型は最終形状を作るまでの工程成形が重要であり、型を製造する事業者は、型を手元に置いて技術の流出を防ぎたいという思いがあると思う。
- ノウハウが海外に流出して大手金型メーカーが倒産したという話もあるため、一概に親事業者が所有権を持つべきというわけでは無いと考える。

## (参考3-2) 型取引の適正化推進協議会 (第1回) の委員の主な意見について②

### 【主な意見】

#### <型の維持管理等>

- 保管費用や廃棄のルールが整理されると営業利益が3%程度上がると試算している。
- 不要な金型のうち、錆びついていて使えないものについては、だいぶ廃棄が進んだが、その他は金型台帳が無いため廃棄が進まない。
- 親事業者と我々下請事業者とは考え方の相違があり、量産終了の定義が曖昧である。型は様々な車種に転用されたり、海外でトラックに使われたりすることもあるため、廃棄ができないケースもある。量産終了の定義をどうするのが重要となる。
- 型によっては、モデルチェンジにより全く違う形・違う国で使われている可能性があるため、判断ができなくなっている。腹をくるためのルールが無いことが問題。
- 保管期限については、我々の業界では永年保存が一般的に言われており、特に某鉄道会社は永年保存を依頼してくる。

## (参考4) 自主行動計画フォローアップ調査結果概要 (3課題) (平成30年12月公表)

- 経産省所管の自主行動計画策定業種 (8業種26団体) が9~11月に調査を実施。
  - 回答率は34%と上昇 (昨年25%)。(今年度:対象7,065社、回答2,416社)
  - 世耕プラン重点3課題 (①原価低減要請、②型管理、③支払条件) について、  
○ : 「原価低減要請 (受注側)」「下請代金の現金払い (発注・受注側)」は改善。  
× : 「型管理の適正化 (受注側)」は改善の動きが鈍い。
- ※なお、本調査は当該年度内での実施状況について、各項目ごとに調査。

(回答例 : ①概ねできた (実施済)、②一部できた (実施中)、③できなかった (未実施) の3択)

### <世耕プラン重点三課題改善割合>

設問	発注/受注	平成29年度	平成30年度
①不合理な原価低減要請を行わない/受けていない (※「実施済」と答えた企業の割合)	発注	81%	81%
	受注	40%	51% (↗)
②-1 型管理の適正化 (※1) 型の返却・廃棄の促進 (※「概ねできた」と答えた企業の割合)	発注	39%	39%
	受注	23%	15% (↘)
②-2 型管理の適正化 (※1) 型の保管費用の発注側負担 (※「概ねできた」と答えた企業の割合)	発注	32%	40% (↗)
	受注	17%	13% (↘)
③-1 下請代金をすべて現金で 支払っている/受け取っている	発注	49%	53% (↗)
	受注	26%	28% (↗)
③-2 下請代金支払の手形等のサイトが60日以内	発注	14%	13% (↘)
	受注	10%	12% (↗)

※ ②-1、②-2について、電機・情報通信機器は、発注側・受注側の区別がないため、30年度の集計から除外。